

Title	ジャン=ジャック・ルソーによる「国際法」理論構築の試みとその挫折(四・完) : 啓蒙期国際法理論研究の手掛かりとして
Sub Title	La notion de "droit des gens" chez J.-J. Rousseau (4. end)
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.11 (2004. 11) ,p.81- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20041128-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20041128-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ジャン＝ジャック・ルソーによる

## 「国際法」理論構築の試みとその挫折（四・完）

——啓蒙期国際法理論研究の手掛かりとして——

明石欽司

序論 問題の所在・国家理論の国際関係・国際法への適用における問題点

第一章 国際法理論史研究におけるルソーの位置付け・「負の国際法意識」

第二章 ルソーの国家構成理論と国家間関係

(一) ルソーの「国家」構成理論の特色

(a) 国家の設立目的とその構成員

(b) ルソーの「主権」観念の特質

(二) 国家の規模を巡る問題と国際分業・相互依存の否定がもたらす矛盾

(a) 国家の規模

(b) 経済体制・政策・国際分業・相互依存の否定

.....(以上七七卷八号)

第三章 ルソーの理論における「国際法」

(一) ルソーの「法」概念・「国際法」の排除

(二) 国家間関係の発生と「自然状態」

(三) 国家間関係における「自然法」

(a) 「自然法」の存否を巡る問題

(b) 国家間関係における自然法の存在可能性

(四) 「実定国際法」への直接的言及・国際法の存在は否定されるのか  
.....(以上七七卷九号)

第四章 ルソーの理論における「欧州国際法」

(一) 「欧州」の特殊性

(二) 欧州諸国間のシステム・「勢力均衡」と「国家連合」

(a) *De lege lata* としての「勢力均衡」

(b) *De lege ferenda* としての「国家連合」

第五章 ルソーの「戦争」及び「戦争法」観念・「国際法」と

- (一) して理解可能か
- (一) ルソーの「戦争」観念
- (二) ルソーの「戦争法」観念
- (三) 評価

..... (以上七七卷十号)

- 第六章 ルソーの論証方法と理論的問題点
- (一) ルソーの論証方法…方法論的矛盾
- (二) 理論的問題点…「一般意志」
- 結論 「孤独な散歩者」の近代国際法学上の地位

..... (以上本号)

## 第六章 ルソーの論証方法と理論的問題点

### (一) ルソーの論証方法…方法論的矛盾

以上本稿では、個別事項毎にルソーの論述を追い、それに対して検討を加えるという作業が行われてきた。ここで、彼の国際法観念についての結論を引き出す前に、彼の「国際関係」及び「国際法」を巡る論述に共通して伏在すると思われる問題点についての考察を行うこととしたい。

本稿で考察の対象としてきたルソーの論述を追う中で、我々は頻繁に論旨の複雑さ(例えば、サン・ピエール師の国家連合構想に対する評価(第四章(二)(b))や彼の真意の不明確性(例えば、欧州国家間関係に対する評価(第四章(一))に遭遇してきた。恐らくそれらの複雑さや不明確性の結果として、「法学」に関する事項に限定しても、彼に対する評価は分かれてきたものと思われる。そして、そのような評価が分かれる諸事項の中で最大の論点とみなされ得るものが、本稿でも自然法の存否を巡る問題(第三章(三)(a))の中で触れた、ルソーを自然法論者と評価するか否かという問題である。以下では、ルソーの記述に即して、彼の論証方法が有する問題点を検討することとしたい。

ルソーの論証方法の前提となる事柄が語られているのが、『不平等起源論』中の自然状態を巡る議論に登場す

る次の一節である。

「我々は一切の事実を退けることから始めよう。なぜならば、それらは問題に何ら関係ないからである。人がこの主題に関して如何なる研究に関与し得るとしても、それらの研究を歴史的真実のためのものと理解してはならない。それらは、ただ仮説的且つ条件的推論 (raisonnements hypothétiques et conditionnels) のためだけのものであり、事物の真実の起源を示すよりも、事物の本性 (la nature des choses) を明らかにするためにより適切なものである。」<sup>(285)</sup>

即ち、「事物の本性を明らかにするために」「一切の事実を退ける」ということがルソーの基本的態度となつて<sup>(286)</sup>いる。それでは、斯かる態度は、彼の法観念に関わる議論において、どのような論証方法として現れるのであろうか。

法的问题に関するルソーの論証方法の核心は「法」乃至は権利・droit<sup>(287)</sup>を通じて事実を検証すること<sup>(288)</sup>にあると言える。これと対極にあるものとして『社会契約論』において批判されている方法が、グロティウスにより常に行われている推論の方法であるとされる「事実から権利を推論する」というものである<sup>(289)</sup>。また、『批判』において<sup>(290)</sup>は、「理性によつてではなく、出来事によつてのみ判断する人々」による批判に反論が加えられている<sup>(291)</sup>。

それゆえに、ルソーの認識は歴史的事実（出来事）からの帰納を拒絶することになる。そして、「理念型的概念構成」<sup>(292)</sup>とでも呼ぶべき仮説の状態が認識及び解釈の根本とされ、そこから演繹が行われる<sup>(293)</sup>。つまり、実証主義的方法に対立する方法（ここでは、仮にこれを「理念的方法」と呼ぶこととする。）をルソーは採用しているのである<sup>(294)</sup>。確かに彼自らが明言しているように、彼が論ずるのは「事物の本性についてであつて、共通の原則から独立し、数知れぬ個別的原因を有し得る現象についてではない」のである<sup>(295)</sup>。そして、以上のような論証方法が自然法論と結びつくことは容易であり、ルソーを自然法論者とする<sup>(296)</sup>ことが適切であることになる。

ところが、例えば、本稿（第四章（一））で見たように、欧州の国家間関係を論ずる際には、ルソーは歴史的事実

にも言及し、それが彼の論証における重要な論拠とされている。就中、欧州の特殊性を論ずる箇所では、他地域との相異は歴史的事実に基づくものとされている。しかも、彼の歴史認識は「歴史相對主義」とでも呼ぶべきものであって、理性・自然法・文明等々の重要と思われる概念について、そこに普遍的（或いは恒常的）原則を適用せず、飽くまでも事実を問題とし、そこからそれら諸概念を相對的なものとして把握している。このような論証方法によって記述された部分のみに着目するならば、ルソーの実証主義的態度を読み取ることが可能である。

また、前述の理念的方法に従うならば、次のような問題が発生する。ルソーが「法」であると認識するものが、他の論者（例えば、グロティウス）がそうであると認識したものと完全に対立していることにも現れているように、ルソーのいう「法」は何らかの先驗的規範であると理解され得る。そのような「法」規範を中核に置く「法」的議論が、自然法論へと傾斜することはむしろ当然の成り行きであろうし、実際に、彼はホッブズと同様に、それまでの伝統的自然法理論を批判しつつ、自然権の基礎付けのために「自然状態」にまで遡ったと考えられる。<sup>(292)</sup> そうであるとするれば、自然状態において人間が生来有している権利としての自然権とそこに妥当する自然法を議論の基礎とすることが予期されるのであるが、ルソーはこれを拒絶している。自然状態における人々の相互関係には「如何なる種類の道徳関係も、確かな義務も存在しなかった」と彼は考え、自然法論を支えると考えられる諸々の要素（「神」・「理性」・「良心」等々）が自然状態において存在することを否定しているのである。<sup>(293)</sup> つまり、彼の説く自然状態は本質的に「没道徳的」状態であって、そこには道徳も義務も一切存在せず、ましてや「自然状態においても妥当する法としての自然法」は存在し得ないことになる筈である。

このように考えた場合、ルソーが単純に自然法を前提としているのではないことが理解され、彼を「自然法論者」とすること（更には、国際法学における自然法学派に属するものと評価すること）<sup>(295)</sup> には躊躇せざるを得ないのである。<sup>(296)</sup>

更にまた、方法的矛盾を巡る別の問題が、「慣習」の地位に関する議論において発生する。彼の国家構成原理は、「自然」によってではなく、構成員の合意によって政治体が形成されるという意味での「人工的性格」を有している。そして、この人工的性格によって事実から切斷された抽象的觀念としての「国家」を構成し得るのである。また、それは同時に、先に触れた「法を通じて事実を検証すること」という彼の論証方法の中核を可能とする。ところが、ルソーの「法」概念に関する議論（第三章（一））において論じたように、各種の法の中でルソーが最重要と考えるものは、「市民の心に刻まれ」「国家の眞の憲法を作成」し、「習慣の力を權威の力と置換する」「習俗、慣習、そして特に世論」とされている<sup>(297)</sup>。ここでは、（他の規範は考察の対象外とするとして）「慣習」が挙げられているが、慣習（法）が人為の集積により成立するものである以上、「事実」がその決定的な構成要素となる。そうであるとすれば、先述の「事実から権利を推論する」グロティウスに対する批判は、そのままルソー自身に向けられてしまうことになるのである<sup>(298)</sup>。

以上に見てきた通り、傾向としては実証主義的方法に基づく論述部分は少ないものの、ルソーが採用した論証方法は一貫していないということは確実である。そして、この実証主義的方法と理念的方法（乃至は自然法論的方法）の併用という矛盾は、矛盾それ自体としては解消不能である。但し、前述の論証方法の前提として語られているような「事物の本質」からの演繹を行うという理念的方法に重きを置くことの意図については、次のようなものであると推測される。

ルソーを取り巻く時代状況（即ち、「事実」）は、彼が構想する「社会契約」に基づく共和制的国家制度の正当性の実証的論証のためには圧倒的に不利であったと判断される<sup>(300)</sup>。何故ならば、彼の時代においては依然として「旧体制」（Ancien Régime）が継続しており、実証主義的方法を採用することはこの状況のもとでの歴史的事実を援用することを意味し、実証主義的方法が現状（及び現状に反映された過去）を肯定する側に有利に作用してし

まうからである。そして、このような判断に基づき、ルソーは理念的方法を採らざるを得なかったのであり、つまり、彼は「方法論の時代拘束性」とても呼ぶべき問題に直面していたものと思われるのである。<sup>(398)</sup>

このことから更に窺えることは、法実証主義的方法がもたらす現状肯定的結論に対するルソーの警戒感である。このような警戒感、前述(第五章(二)及び(三))の「奴隷権」を巡る議論の過程で次のように表明されている。即ち、グロティウスが「私的自治」や「契約の不可侵」に類似した一見近代的な法原理に依拠して「奴隷権」を肯定する論証を行っていることをルソーは引き、このような歴史的文脈から切り離された法実証主義的方法を、「暴君にとってこれ以上都合な方法はない」と批判しているのである。このグロティウスの一見近代的な法原理への依拠がローマ法の規定よりもさらに過酷な結果となることを、ルソーは看破していたのであろう。<sup>(399)</sup>

以上のことから、ルソーの法観念を巡る記述における相矛盾する論証方法の存在は、矛盾それ自体としては解消不能ではあるが、彼が論述対象によつて論証方法を使い分けていたと説明することは可能であると思われ。<sup>(395)</sup>

ルソーの論理を追うならば、その複雑さと曖昧さ故に、彼が自己の「明確且つ独自の思想」を語るための言語を有しなかったと評され、結果的に「ルソー研究者間においてルソーの社会・政治思想を理解する正しい方法を巡り深刻な見解の対立が存在する」とされることも、止むを得ないとも言えよう。しかし、彼の論理展開が交錯する記述中のかんりの部分は意図的なものであり、一定の目的の下で行われたものと解することが可能である。

そうであるとすれば、それらの矛盾は、「ルソーの哲学の基礎を成す弁証法的逆説の使用」(the use of dialectical paradox)<sup>(396)</sup>の一環と理解する方がより真実に近いものと思われる。<sup>(397)</sup>そしてその意味で、ルソーは現代の学術的著作において前提とされるような明晰な論理展開や方法論の一貫性よりも、自己が直観した人間や社会の真理や著作の実践的意義を優先させたと評価することが適切であるように思われるのである。<sup>(398)</sup>

(二) 理論的問題点…「一般意志」

ルソーは、個人の意志の自由を起点として「一般意志」を媒介させつつ、社会（国家）を理論的に構築した。そして、本稿（第三章(三)(b)及び(四)）で確認したように、彼は国家間関係における自然法（自然国際法）の存在可能性を認め、更にそれに対して国家間の「一般意志」（そして「正義の準則」）という地位を与えた。そして、これにより彼の法理論の枠組の中での国際法（実定国際法）の存在可能性も認められ、更には「欧州国際法」を巡る議論が可能とされたのである。それでは、自然国際法にこのような地位を与えることの理由は何であつたのだろうか。

或る社会の構成員の意思の自由を起点とし、その自由を貫徹するという論理を国家間関係に適用するならば、それは「国家意思の自由」を前提とすることになる。ルソーを理性論者とするか否かの議論は別として、彼の国家構成論理の中で個々人は何れかの時点で理性を共有し、「一般意志」の形成に参加する。しかし、既に見たように国家のレベルでは理性は機能せず（第三章(一)）、為政者たちは「狂気」の中にある（第四章(二)(b)）とさえ考えられる。斯かる状況の中で、国家を構成員とする新たな社会状態を形成するための「一般意志」が発生する契機が存在し得るのであるか。当該社会の構成員の自由を確保するという前提を維持しようとするれば、国内社会の構成理論をそのまま諸国家を構成員とする社会の構成理論に適用することは、矛盾を来すことは明らかなのであるまいか。<sup>20</sup>そこで、この矛盾を回避するために為された論理操作の一つが、国家間関係における自然法に対して「一般意志」としての地位を与えるというものであつたと考えられるのである。

さて、上に纏めたルソーの国際法の根柢を巡る理論は、理論それ自体としては理解可能である。しかし、現実世界において「一般意志」を何らかの具体的実体を有するものとして援用しようとした瞬間に、それ自体では何らの客観的意味も持たないことが明らかとなり、「一般意志」を基底に据えた社会構成理論及び法理論自体もそ

の現実的妥当性が疑われることになると思われる。ここでは、この問題を法の認識方法に関するルソーの考え方を例にして論じてみたい。

前節で触れたように、法的问题に関するルソーの論証方法の核心は「法(権利)を通じて事実を検証すること」<sup>(38)</sup>にあり、これの対極に置かれるものが「事実から権利を推論する」というものである。<sup>(39)</sup>しかし、ここには大きな問題点が含まれている。即ち、ここでいう「法」(乃至「権利」とは何かという問題である。本稿(第三章)(a)で見た通り、ルソーは普遍的妥当性を有するという意味における自然法の存在について少なくとも表面上は懐疑的である。それでは、ここでいう「法」とは「実定法」を意味するのであろうか。仮に、人為により定立される法規範を実定法とする理解に従うならば、それはルソーの法理論の中で大きな問題に逢着する。それは次のような理由による。

ルソーによれば、「法」は「一般意志」に合致するものであると考えられるが、「一般意志」自体の具体的内容は明示されておらず、いかなる法(の内容)がそれに合致するかという基準も提示されていない。彼の論理の中でその基準として唯一援用可能と思われるものとしては、本稿(第二章)(a)で論じた「国家の設立目的」に含まれる事項が挙げられるが、それは具体的な法に対して明確な基準とはなり難い。その結果、「実定法」はその存在ゆえに「一般意志」に合致するとの主張を許容することにならざるを得ない。そうであるとすれば、或る社会において制定された法は、それがいかなるものであっても、実質的には「一般意志」との連関は不要となり、ルソーの「一般意志」の觀念自体が「法」の実質との関連においては意味を失ってしまうことになるのである。

結局のところ、「一般意志」はその客観性を担保されたものではなく、ルソーの理論においては彼の判断によりそれが「一般意志」であるか「特殊意志」であるかが決定されてしまう。<sup>(40)</sup>それは更に、或る法の正しさ(「一般意志」への合致)も彼の判断に従うことを意味する。このような事情は、例えば、「奴隷権」を否定する論拠と

して究極的にはそれが「詩人の権威に基礎付けられているのではなく、事物の本性に由来しており、理性に基礎付けられている」<sup>(316)</sup>とされていることに端的に示されている。「事物の本性」とは何か、そして、それは何（誰）によって、何を基準として決定されるのか、という素朴な疑問には何らの解答も与えられない。極言するならば、ルソーの法理論を支える方法は、彼が彼自身の理性を通じて正しいと認識する「法」を所与のものと仮定し、それに従って「事実」の（合法・非合法というよりも）正・不正を判断するという事態に立ち至らざるを得ないものである。つまり、「一般意志」に「法」を根拠付けるといふ理論構築により、法規範の客観性は失われてしまうこととなるのである。

そして、この結論が、個人の意思を起点とする「民主主義的国家」（その本質はルソーにより理論化されている）における法の理念と考えられる、法の客観性や法適用の平等性等の観念に矛盾するものであることは容易に理解されよう。つまり、ルソーの国家構成理論は現実社会において具体的に適用された瞬間に解消不能な矛盾を発生させてしまう<sup>(317)</sup>。この点で、彼の理論は社会（国家）を原理的に説明するものでありながら、彼の論理が妥当すべき現実の社会には適用不能な理論であるという矛盾を内包しているものと解されるのである<sup>(318)</sup>。

このように「一般意志」が内包する現実的矛盾は、ルソーの国際法理論の妥当性に対しても疑念を抱かせることになる。即ち、自然国際法を諸国家間における「一般意志」（そして「正義の準則」）とする彼の国際法の根拠付けは、既に「一般意志」自体が具体的内容を与えられていないことが問題を孕んでいることに加えて、このように自然国際法を（やはり具体的内容が未確定であり、その内容確定の基準も示されないうまま）複数の観念に置き換え、それに応じた機能をも担うものとしていることにより、結果的に国家間関係における「一般意志」と「自然国際法」の両者の観念を無内容・無限定なものとしてしまう恐れがあると、我々は考えざるを得ないのである。

勿論、このような疑念に対しては、ルソーが提示しようとしたものは飽くまでも理論であって、その現実的妥

当性は問題とされていないとする反論も可能である。しかし、「一般意志」を内容無限定のままに複数の機能を担うものとすることは、客観的了解の不能な領域が当該理論中に増大することを意味し、その理論的妥当性に対する疑念も強まることになるのである。少なくとも、自然国際法と国家間関係における一般意志を巡る論理操作が、「一般意志」自体を無内容なものとしてしまい、ルソーの理論構成全体を考察した際に不明確な領域をもたらしてしまうのであり、その領域は国家構成理論における場合よりも拡大するという点は確かである。

このように、個人の意思の自由に基づく国家構成理論の原理を国家間関係にまで貫徹させることには、そもそもルソーの理論が内包している現実との解消不能な矛盾を更に拡大させてしまう。「明白な強制の下で行為しながら、各人がそれにより他者を害し得る自由という部分のみを喪失するとき人々はより自由であるという」<sup>(39)</sup>「奇跡」を「法の作品」<sup>(40)</sup>であるとして、社会状態における諸個人の自由の確保を立法者に委ねることは、国内社会においては可能であるかもしれない。しかし、国家間関係においてはこのような立法者を何に求めればよいのだろうか。このような「奇跡」を誰が起こしてくれるのであろうか。その解答を見出すことは、ルソーは結局できないままであったものと思われる。彼が試みた『政治制度』構想、即ち、恐らくは国内社会と国家間関係を一体として一貫した原理のもとで説明しようとする試みの挫折の要因は、ここに求められるであろう。

### 結論 「孤独な散歩者」の近代国際法学上の地位

本稿で議論の対象としたルソーの諸著作は「国家」の本質及び構成原理の考察を中心的課題とするものであり、国家間関係を巡る問題が纏まったかたちで展開されているとは言えない。それでも、以上の考察を通じて、ルソーの「国際社会」及び「国際法」を巡る議論は次のように纏めることができるであろう。

ルソーの理論においては、国家間関係が自然状態にあり、国家が理性的存在ではないものと観念されているために、本来ならば「一般意志」が形成される契機は存在せず、従って、「法」（実定法）としての「国際法」はそこには存在し得ない筈である。しかも、彼は自然法の絶対性・普遍性を拒絶し、それを相対化する。そのため、自然状態にあると観念される諸国家の関係において、「自然国際法」も存在しないことになりそうである。しかしながら、ルソーは自然法が国家間関係における「正義の準則」として、そしてまた諸国家にとつての「一般意志」として存在するとの見解を示す。これによつて理論的には、自然国際法のみならず実定国際法も存在する可能性が認められることになる。

このような見解は、更に、欧州の諸国家間関係においてより具体的に進められている。そして、欧州には「相対化された自然法」が妥当する基盤が存在しており、現実には何らかの規範が機能していること、また一定の国家間秩序が存在することを、ルソーは認める。キリスト教文明化され、「勢力均衡」システムが存在すると彼が観察した欧州社会には、「欧州公法」としての「国際法」もまた存在し得ると彼は考えたのであろうし、またそうであるからこそ、未完に終わりはしたが『政治制度』の執筆を意図し、その中で「国際法」を扱おうとしたのである。更に、実在すると考えた勢力均衡システムの不完全性を理解し、よりよき制度としての欧州国家連合についての提言も（サン=ピエール師の著作の紹介という形式で）彼は行った。しかし、この国家連合構想が現実の欧州社会においては「それが採用されるには、あまりにも良すぎた」として、その現実的妥当性を事実上否定せざるを得なかったのである。

また、「戦争法」に関してもルソーは重要な概念を提示しており、またこれは彼の理論と近代国際法との関係が最も理解され易い事項である。しかし、先行研究によりそれに与えられてきた評価に関しては誤りを生じ易いものである点は注意を要する。

以上の様に、ルソーの諸著作に見られる国家間関係及び国際法に関する記述は或る程度一体として解釈可能である。しかしながら、彼の記述には方法論的矛盾が含まれること、そして、より重要な問題として、彼の「一般意志」観念が国際法に関わる理論全体を不明確にしているという欠点が存在する。ルソーは、その点を克服することなく、『政治制度』構想は挫折したまま、生涯を閉じてしまったのである。

それでは、ルソーが提示した諸理論は現実の近代国際法理論に対してどのような影響を与えたのであろうか。この点についての考察を試みる際に、ここでは次の二つの観点からの評価が可能であると思われる。即ち、一つは、近代国際法における個別規範形成への影響であり、他は、現存する国際法体系の基底となる国際法の根本的価値乃至思想への影響である。

まず、ルソーの理論が近代国際法の個別規範の形成に及ぼした影響に関しては、その代表例として、彼が提示した「戦争」観念を挙げればよいであろう。本稿(第一章及び第五章<sup>(3)</sup>)で確認したように、多数の研究者がこの点について指摘している。ルソーの戦争観念は「戦争(公戦)」と「私戦」の厳格な区別という近代的な戦争認識を提示するものであり、近代的戦争法、更には人道法の個別規範形成に際しての指針を提供するものと言えよう。但し、彼の提示したものは「基盤」であり、「解釈原理」であって、決して個別具体的な規範とそれらから構成される法体系を論じたのではないことは、再度確認されねばならない。

また、本論では触れなかったが、土地の原始取得の権利(先占者の権利 (Le droit de premier occupant))に関するルソーの議論もここに挙げられよう。彼は、土地の取得を正当なものとする条件として、①住民がいないこと、②生存に必要な広さしか占有しないこと、③「空虚な儀式ではなく、労働と耕作によって占有すること」を挙げる。そして、この第三の条件こそ「所有権 (propriété) の唯一の表示であって、法的権原 (titres juridiques) が欠缺する場合にも、他者から尊重されるべきものである」とする<sup>(4)</sup>。更に、これに続いて、スペイン国王

等により行われた新大陸の領域取得行為（方式）に対する批判も展開されている。これはまさに、「ヨーロッパ公法」の非ヨーロッパ地域への拡大過程で重大な論点となった「領域取得」権原の要件（「無主地」に対する「実効的支配」）を論ずるものと言えるのである。<sup>(32)</sup>

以上の他にも、本稿で論じた「勢力均衡」や「国家連合」に関するルソーの理論をその後の国際組織や平和維持制度の生成・発展の系譜の中で論じ得ることは（これもまた多くの研究者が指摘してきたことであり）理解されるであろう。

次に、現存する国際法体系の基底となる国際法の根本的価値乃至思想への影響という観点からルソーの理論を評価してみたい。

ルソーが構想したことは、『社会契約論』末尾に記された言葉に素直に従えば）国家構成原理を理論化した後に、更にそれら国家の対外関係について論ずることであった。彼の国家構成原理は自由なる個人を起点として近代的主権国家を正当化するものであった。そして、彼の国家構成原理と国家間関係を巡る認識を貫徹するならば、国家間関係を律する法は存在し得ないとの結論に至りそうである。しかし、彼はそこに自然法の存在を認め、しかもそれに「一般意志」としての機能を認めることによつて、斯かる結論を回避する道を残している。

この自然法に「一般意志」としての機能を認めるといふ論理操作（これは、国内社会秩序形成理論としての社会契約理論における自然法と「一般意志」の関係では見出されない論理である。）が登場する理由は、ルソーが国際社会の一般的叙述から進んで欧州諸国の国家間関係を説明する際に、必要となると考えられたためであると推測される。即ち、欧州地域における国家間関係の現実を観察すると、何らかの規範の存在は認めざるを得ず、彼の理論の枠内で説明可能な国家間関係を規律する法が必要とされるため、その法の根拠としての「一般意志」の機能を担わせ得るものとして自然法が（そして、活用可能な概念としては恐らくそのみが）存在したのである。但し、

彼の理論において自然法は、その絶対性が否定されており、文明の発展に應じて発生する自然法（「相対化された自然法」）の概念によって、現実存在する欧州公法としての国際法を基礎付けることになるのである。

この論理は、彼の時代の欧州の現実を如何に陰惨に（戦争状態として）理解し、そのように描き出そうとも、それでも否定し得ぬ一定の秩序の存在を説明するために必要とされる。しかも、彼の自然法の観念は、相対的であり、時代と共にそして人類の「進歩」と共に変遷するものであるとされている。これは、「国際法」が歴史の進展と共に世界規模へと拡張する可能性を示している。つまり、ルソーは、主権国家の構成原理の論述から進んで、主権国家の対外的側面についての体系的論述を行うという作業については、未完成のままとしてしまったものの、彼の論理は近代国際法の存在を（国家主権を維持しつつ）肯定する道を残したのである。

このように考えるならば、国家間関係が「自然状態」や「戦争状態」にあるものと認識されたとしても、そこに時代と共に「法」が生まれ出る可能性があることを意味する。しかも、それは国家主権とは矛盾しないものである。現代の国家間関係が「力対力」の関係を機軸とするものであるという「リアリスト」的立場（現在の国際政治や国際関係論の研究者の多くがルソーを「リアリスト」であるとして思うように思われるが）に立とうとも、この法が誕生する可能性は否定し得ない。その時点が何時であるのか。人類史の中で既に通過されたのか、それとも依然として未来のものであるのか。それは評者によって異なるであろう。しかし、ルソーの認識においてすら、欧州には「国際法」が存在していたことは再度確認されるべきであろう。<sup>323</sup>

但し、ルソーの原理と論理に従いつつ「国際法」の体系を完成させるためには、本論で指摘した「一般意志」が内包する問題を解消することが必要とされることは言うまでもない。

また、本稿（第一章）で述べた「負の国際法意識」についても触れておくべきであろう。

本稿で示されたルソーの著作に内在する国際法に関わる諸要素の存在にも拘らず、後世の（少なくとも国際法

学に関わる）諸学者は、ルソーにおける「欧州国際法」への言及や「一般意志」の問題性を考慮することのないまま、彼の一般論としての国際法的概念への言及にのみ着目し、そこで考察は停止していた。その結果として、彼の理論が国際法に及ぼした影響について為されてきた先行諸研究による評価は、次のように二極化していたとすることが可能である。一つは、彼の理論が国際法（特に、戦争法）の発展に寄与したとする場合には、ルソーの議論の断片を捉え、それを評者にとつての実定的国際法規範の枠組において評価するものである。他は、彼の理論に対する国際法学上の評価を行わない（その前提として、ルソーが国際法に無関係であるとの理解がある）というものである。しかし、このいずれの立場にあつても、ルソーの理論の「包括的」評価は為されていない。彼の理論の「断片的」解釈に基づき国際法の発展に対する「貢献」を説くことはミスリーディングであり、また彼を国際法学の域外に置くことも正しくない。彼の著作に依拠して国際法学が探求すべきことは、彼が置かれた時代における制約（時代拘束性）の中で彼が理論構築した「国家」における、そしてそれらの間における、「法」とは何か、その妥当性の根拠を何に求めたか、更にはそれらの理論や根拠が国際法学に何を意味するか、という点であろう。

本稿はルソーの著作の中に点在する記述の寄せ集めでしかなく、彼が意図した（そして、挫折した）『政治制度』における「国際関係」及び「国際法」に関する諸章の内容と本稿における解釈は全く異なるものであるかもしれない。それでも、「主権国家」とは何か、そしてそれに対する国際法の拘束力の淵源とは何かという、近代以降の国際法学にとつての根本的課題に関する考察を、国家構成理論の観点からの一試論という形式で行うことには、「負の国際法意識」を考へる上でも、一定の意義は認められるであろう。

ルソーの国家構成理論や国家間関係を巡る記述は不明確な部分が多い。しかし、そうでありながらも、彼の国

家構成理論は現代国家の基本理念を理論化しており、またそのようにして根拠付けられた国家に正当性が付与されるものとして受容されてきている。しかも、この諸個人を起点として構成された国家<sup>(325)</sup>に妥当する民主主義原理が、国家間関係を巡る(そして特に、国際組織を巡る)議論においても正当化根拠として援用されることがある。だが、このような観念や援用に、果たして根本的論理矛盾は存在しないのであろうか。<sup>(326)</sup>

この疑問に対する解答に代わるものとして、ルソーの理論が内包する諸矛盾、そして彼の『政治制度』構想の挫折は、国家構成理論に含まれる原理を国家間関係に安易に導入することに対して警鐘を鳴らすものと解すべきである。少なくとも、「自然権」という形式での人権を基礎とし、平等な諸個人により支えられる民主主義に則った諸々の国内制度を、国家間関係にそのまま導入するような思考は許されないのである。<sup>(326)</sup>

これに関連して、ルソー自身がある書簡の中で、国家構成原理を貫徹させるかたちでの「国際法」の理論を構築することの不可能性を次のように示唆していることを紹介しておきたい。(この書簡の日付は一七六〇年一月五日であり、『政治制度』の完成を断念した後のことと推定される。)<sup>(327)</sup>

「国際法上、異論のない多くの準則(maximes)が存在しているが、それらは現在においても、また未来においても常に実際上は空疎で効果のないものである。その理由は、それらが人間の間におけると同様に諸国家間に仮定された平等に支えられているからである。<sup>(328)</sup>」

ルソーの理論が有する近代国際法理論との関連性の解明は重要である。しかし、彼の才能をしてなお為し得なかつた事柄から学ぶこともまた、現代国家関係の理解そして国際法学にとって重要であると思われる。

(325) PW(DO), I, p. 141. の「一切の事実を退ける」という態度表明はルソーの著作中にはしばしば登場する。例えば、次の箇所を見よ。PW(DO), I, p. 151; PW(CS, le ver.), I, pp. 462 et 470.

- (284) この態度に従えば、歴史的「事実」は軽視されざるを得ない。ルソーによれば、グロティウスが援用する「事実」は「詩人達に支えられてゐる」(PW(Emile), II, p. 147.) のである。
- (285) PW(DO), I, p. 186.
- (286) PW(CS), II, p. 25. Roosevelt は「グロティウスの立論の前提を「平和を生じさせるために諸々の国民国家間の慣習」法 (the “customary” laws of nation-states) が援用される」というものであるとする。Roosevelt, *Reading Rousseau*, p. 99.
- (287) PW(JPP), I, pp. 388-389.
- (288) 「理念的的概念構成」という用語は、マックス・ヴェーバーの方法論に関する世羅晃志郎の議論の中に登場する。世羅は、ヴェーバーの「理念型」を、何らかの主観的観点から構成された一つの「ユートピア的思惟像」ではあるが、それが「あくまでも現実の諸事象の中から一定の諸事象を選択して構成されるものであり」、「その役割は現実そのものの一定の側面を科学的に把握するための手段たることにある」ため、決して架空の恣意的な観念ではない、としている。世羅晃志郎『歴史学方法論の諸問題』(第二版、木鐸社、一九七五年) 一一一―一三頁。
- (289) ルソーの方法に関する同旨の評価について、次の文献を見よ。S. Hoffmann, *The State of War* (London, 1965), p. 71.
- (290) 『戦争状態』においてルソーが次のように論じているのも同様の意志表明と理解できる。「皮相的哲学者は、百回も練り直され且つ社会の酵母の中で発酵させられた魂を観察し、人間を観察したと信ずる。しかし、よく認識するためには、人間の感情の自然的階層秩序を見抜くことができなければならない。そして、人間の心に刻まれた自然の最初の刻印を探さねばならないのは、大都市の住民の中では決してない。」「この分析的方法は、最も賢い者が最も少なく理解するという深淵と不可思議のみを提起する。精神が啓蒙されるに従って、道徳が腐敗するのは何故かを人は尋ねる。その理由を見出すことができず、彼等「大都市住民」は敢えてその事実を否定するであろう。我々のもとに連れて来られた奴隷達が、我々の情熱も娯楽も共有せず、我々が切望するものを何も気に掛けないのは何故かを人は尋ねる。彼等は決して説明しないか、或いは私の原理によってのみ説明するだろう。」(PW(EG), I, pp. 306-307.)
- (291) PW(EG), I, 297.

- (292) Strauss, *op. cit.*, pp. 266-267. 但し、「自然状態」の内実は論者によって異なる。
- (293) PW(DO), I, p. 159.
- (294) PW(CS, Le ver.), I, pp. 452-453. 以上については、本稿第三章(三)(a)を見よ。
- (295) Lassudrie-Duchêne, *op. cit.*, pp. 91-93. この問題については更に次の文献を見よ。Derathé, *Rousseau et la science politique*, pp. 151-171; Ramel et Joubert, *op. cit.*, p. 25.
- (296) 但し、彼の論証方法が人為を超越した妥当根拠に法を基づかせるという意味における「自然法的」発想によるものであることは可能ではあろう。Wight はマキャヴェッリ以降の国際関係に関する論者を「合理主義者」(Rationalists)・「現実主義者」(Realists)・「革新主義者」(Revolutionalists) に分類し、ルソーを第三の分類に属するものとした上で、カルヴァンとルソーを比較しつつ、前者にとつての「神」が後者にとつての「一般意志」であることを見よ。M. Wight, *International Theory: The Three Traditions* (Leicester and London, 1991), pp. 7-12.
- (297) PW(CS), II, pp. 63-64.
- (298) このルソーによる「習俗・慣習」そして特に世論」の重視については、法の分類とは別個の問題として捉えるべきであり、法遵守の基盤となる精神を強調したものであるとの解釈も考えられる。そこには、そもそもルソーが実定法自体に対して高い価値を与えず(法そのものは「紙の上のインクの染み」に過ぎない…堤林剣による示唆)、むしろ法が十分に機能するための条件がここでは論じられているとの理解が、前提として存在している。確かにこのような解釈も可能であり、またそれはルソーの法思想を理解するためには重要であると思われる。しかしながら、この箇所でのルソーの議論の主題は法の分類についてであり、「慣習」の重視の問題が慣習法の重視に、更には「事実」の重視につながることを本稿の論旨は否定され得ないのである。
- (299) 同様の「矛盾」は『字問芸術論』(*Discours sur les sciences et les arts*)にも姿を現している。この問題については次の文献を見よ。L. Strauss, "On the Intention of Rousseau"; in M. Cranston and R. S. Peters (eds.), *Hobbes and Rousseau: A Collection of Critical Essays* (Garden City, New York, 1972), pp. 261-269.
- (300) 「ルソーを巡る問題状況」を古岡は次の如く纏めている。「現在の不幸の源は歴史的に累積された諸関係、すな

わち現在に至るまでの人間的歴史過程の内に形成された制度にある。」この制度は、自然によってではなく、「人間によって創りだされたものである以上、人間自らの手によって破壊、変革しうるものである」が、その主体たる「人間は現在に至る人間的歴史による変性を蒙った人間でしかありえず、彼らに対する語りかけは、当代の流行、常識や制度によって植えつけられた思考という障害の前に、挫折するしかないであろう。」（吉岡、前掲書、八六一―八七頁。）本稿に即して言えば、現在は不幸であり、それは人間の歴史（事実）に起因し、しかも歴史（事実）によっては現在の制度を改変し得ない、という状況認識がルソーの方法に決定的な影響を与えたと考えられるのである。

(301) それに対して、例えばグロティウスにとって事態は全く逆であったと考えられる。即ち、彼の時代においては歴史的事実が彼自身の事実認識やその背後にある価値判断（身分制秩序の肯定）に合致しており、それゆえに彼は実証的方法（歴史的事実の列挙）を、自然法論を採用しながらも、用いることが可能であったのである。

(302) See, Grotius, *JBP*, I, iii, 8.

(303) PW(GS), I, p. 122.

(304) 福田敏一『近代政治原理成立史序説』（岩波書店、一九七一年）二八一―二九頁を見よ。

(305) 尚、ルソーの論証方法の問題として付言するならば、彼が理念的方法と実証的方法を論証対象によって使い分けていたと考えることも可能である。即ち、国内社会（国家）の構成原理を説明する場合には理念的方法を用い、国家間関係の説明には実証的方法を用いたと考えれば、ある程度一貫した理解が可能である。そしてこのことは国内法秩序と国際法秩序の根本的相違を示したもので、即ち両法秩序の二元論的理解の必要性を示唆するものとも考えられる。

(306) 本稿における考察の対象外の事項を扱っているが、Cranstonの次の指摘はルソーの「矛盾」解釈の一つの例として挙げられる。即ち、Cranstonは「ルソーが、一方では自然状態における人を徹底的に個人主義的に捉えつつ、他方ではアリストテレス流の *zoon politikon* としての人間のあり方を信じていたとする。そして、両者の調和を図る道が「自然」という言葉の曖昧さにある」と指摘している。Cranston, *Philosophers*, p. 63.

(307) Cassirer, *op. cit.*, p. 59.

(308) Kain, *op. cit.*, p. 315.

(309) Williams, *op. cit.*, p. 190.

(310) ルソーの論理に内在する矛盾を、別の原因に求めることも可能ではあろう。Roose は「ルソーの論理に「二重性」(tweelheid : 両義性) が内在するを見出し、その原因をルソーの性格に遡って論じている。A.P. Roose, *Het Karakter van Jean-Jacques Rousseau* (Proefschrift, Groningen en Den Haag, 1919), *passim*, esp., pp. 128-130.

(311) ルソーの国家構成理論は国家の政治的正統性取得の問題であるとも言えるが、Morgenstern はこの点について次のような見解を示している。即ち、ルソーは、一方では、唯一の正統性原理を叙述しながら、他方では、彼の論理から導出される正統な支配体制(民主主義体制)とは必ずしも相容れない支配体制を承認しているが、これは支配体制が正統性を保ったまま変更し得るということを確認していたからである。(Morgenstern, *op. cit.*, pp. 170-179.) この点もまた、彼の実践的意図に基づくものと解し得る。

(312) 国家間での「一般意志」の形成について、Carter は次のように判断している。「国家間の『一般意志』の実現に向けて国家が共同歩調をとることは(個人が行い得るようには)できないのであるから、「国内社会形成における」契約に対応するような国際的ななものも存在しないのである。」Carter, *op. cit.*, p. 200.

(313) PW(DO), I, p. 186.

(314) PW(CS), II, p. 25.

(315) これに対して、Kain は「一般意志」の表出としての法が常に正しいものとなるメカニズムをルソーが提示しようとした。Cf. Kain, *op. cit.*, pp. 315-322. また前註(49)も見よ。

(316) PW(CS), II, 30.

(317) また、ルソーの理論の現実的妥当性という観点からは、彼の社会契約理論の核心部分の論理構造は、極めて素朴な次のような疑問を惹起する。「諸個人の自由意思に基づく合意により社会(国家)が形成されるならば、当該社会成立後に誕生した者の意思(同意)は当該社会形成に反映されていないにも拘らず、その者は自動的に当該社会の構成員とされてしまうことは、どのように説明できるのであろうか。」(この疑問は、現在の主権的国民国家並存体制のもとで、無国籍者であることがその者にとって不遇であるとする一般的理解からすれば、現実的意義を持たないようにも思われる。しかし、論理の問題としては問われるべきであり、また、個人が国家に包摂されてしまう現実に対す

る批判の契機としても意味を持つであろう。）

この疑問に答えるためには、誕生と同時に同意が為されたとする擬制を用いざるを得ない。しかし、これは飽くまでも擬制であって、その現実への適用可能性は存在しないのである。（また、「擬制」自体が法律の論理であるとするならば、結局は同一の問題に帰着してしまうことになる。）また、構成員たる地位からの離脱の権利（国籍離脱の自由）が社会（国家）の意思（法律）以前に認められているとしても、離脱の前提として誕生と同時に当該社会の構成員とみなされてしまうことにはかわりない。結局、諸個人を服従させる社会（国家）の権威は、何故それが成立した後に誕生する者に対しても及ぶのかという疑問は、未解決のままである。

(318) ルソーが個々人の意志の総和としてではない「一般意志」を主権の基礎としたことは、それが人民主権と民主主義の理論の基礎を形成しながら、同時に民主主義の健全性を阻害する結果を招来することにもなりかねない。恐らく、この点にこそルソーが「全体主義的民主主義」(Totalitarian Democracy)の唱導者であったとするような評価までもが発生した原因があろう。

ルソーは、「一般意志」がいかなる表徴によって示されるのかについて何も語っておらず、その存在や内容についての確認方法は「人民」自体には与えられていない。そのような状況において、国政に対する市民の監視が行われなような場合、特定の個人や集団がその方向性を提示することによって、独裁や全体主義的政治体制が発生することは歴史的経験によっても確認されることである。（ルソーと「全体主義的民主主義」については次の文献を見よ。J. L. Talmon, *The Origins of Totalitarian Democracy* (London, 1955) (The version I have consulted is the Norton Library edition (New York, 1970)), *passim*, esp., pp. 38-49.)

但し、ルソーが説く国家理論をこのように解釈することに対しては反論も可能である。彼の意図は現実にある国家について記述することではない。すでに見たように、そもそもルソーが提示する「自然状態」は歴史的経験ではなく、哲学的思弁の産物であることから理解されるように、彼の理論を現実に妥当させることはそもそも彼の意図を超えてしまう行為なのである。そのような行為によって、ルソーの理論が「全体主義的民主主義」の原因とすることは、余りの拡大解釈であって、妥当なものとはされ得ないであろう。（この点については、次の文献を見よ。Hoffmann, "Rousseau on War and Peace", pp. 36-37.)

また、「全体主義的民主主義」の論理と同様に、ルソーの法理論を論理学的に解明し、「一般意志」のもつ形而上学的性格が「権威主義的圧制の正当化の道具」となりやすいという、ルソーの政治論における「危険な性格」の存在を主張することも可能である。(内井惣七「ルソーと自然法思想―論理的観点から― 桑原武夫(編)『ルソー論集』(岩波書店、一九七〇年)五四―八七頁を見よ。)更に、同様の問題は、ルソーの専制主義に関する記述を巡る評価に ついても発生し得るのである。(See, McAdam, *op. cit.*, p. 34.)

(319) PW(EP), I, p. 245. 前述(第三章一)を見よ。

(320) 但し、これは「自由」をどのようなものとして措定するかに大きく関わってくる。これを絶対的価値とする場合に、それを維持する自由な社会の存在やそこにおける規範形成が可能であるのか否かは極めて興味深い問題である。「人間の自由の最も熱烈な愛好者であるという」ルソーが、近代思想の歴史全体の中で、自由にとつての最も邪悪で恐ろしい敵の一人であった」とする Berlin の見解は傾聴に値する。I. Berlin (H. Hardy (ed.)), *Freedom and its Betrayal: Six Enemies of Human Liberty* (London, 2002), pp. 27-49.

(321) PW(CS), II, p. 37-38.

(322) 財産(領域)の取得に関するルソーの理論とロックのそれ (J. Locke, *Two Treatises of Government* (1690), Chap. 5.) の関連性は一考に値するが、取り敢えずここでは、近代国際法との関連の方を強調しておきたい。(ルソーは、例えば、『社会契約論』及び『不平等起源論』における財産侵害に関する議論の中でロックに言及している。)

(323) このようにして、ルソーの主観的意図の如何を問わず、彼の理論には国際法の存在を保証する論理が内在していると判断される。社会契約論者として国家構成原理を鋭く分析・提示したルソーは、同時にグロテュースの思想を徹底的に批判した。後世の国際法学説史研究における両者を巡る評価は全く異なるものとなる。これは、現代の国家構成原理とそれによって構成された近代国家に適用される国際法は、全く異なる原理により立論されていることを示唆しているのではあるまいか。

(324) Winch は、個人の意思を起点とする国家構成理論に内在する矛盾 (a paradox) として、次の点を指摘している。即ち、一方では、諸個人(国民)の意思に優位する権能を国家の権威に認めながら、他方では、当該権威が正当なものとして承認されるか否かという点で当該権威の存在自体がそれら従属する諸個人(国民)の意思に依存していると

う点である。(P. Winch, "Man and Society in Hobbes and Rousseau"; in M. Cranston and R. S. Peters (eds.), *Hobbes and Rousseau: a Collection of Critical Essays* (Garden City, New York, 1972), p. 244.) (但しこの矛盾は実在する国家を前提とする場合には矛盾となり得るが、理論的には「社会契約の時点でのみ国家の権威が諸個人に依存するという説明は可能であり、矛盾は回避され得ると思われる。)

(325) また、「民主主義的国家体制」のみを正当とし、斯かる体制を有しない国家に正当性を認めないという論理のもとで外交政策が論じられることがあるが、これも国家構成原理という観点から批判的に検討されるべきであろう。

(326) 国家構成原理においてすら、その起点に人権を置くことは矛盾を孕むと考えられる。この点について、ボルケナウは次のように指摘している。「人権が出発点になった場合」「人権に基礎をおく国家は人間生活の理性的内容を実現するものでなくてはならない。」(発展の終末にあつて、ルソーとヘーゲルはそう考えた。)しかし、その場合に「人権は、邪悪なる世界における利己主義の自由の領域から良き世界における客観的正義の原理に、秘密裏に転化する。」「市民的国家は人権にのみ基礎を置き得るが、斯かる基礎付けは曖昧なものであり、その曖昧さが市民的國家の形式的な法的基礎付けを、実質的正義を目的とする基礎付けへと逆転させる。市民的國家の両面、即ち、主権と人権、國家主権理論と自由主義との間には、永続的闘争が存在するのである。」F. Borkenau, *Der Übergang vom feudalen zum bürgerlichen Weltbild. Studien zur Geschichte der Philosophie der Manufakturperiode* (Paris, 1934), S. 116. (F・ボルケナウ(水田洋他訳)『封建的世界像から市民的世界像へ』(みすず書房 一九六五年))

(327) 筆者は次のように推定している。「政治制度」に収められる予定であつたと思われる『戦争状態』が執筆されたのが一七五五年から五六年とされている(Vaughanによる。本稿註(一)を見よ。)が、ルソーは一七五八年三月九日付の阿姆斯特ダムの出版業者(Rey)宛の書簡では「戦争法の諸原則については少しもできあがつていない」(T. Dufour, *Correspondance générale de J.-J. Rousseau*, tome 3 (Paris, 1925), p. 300.)と伝えている。その本論で紹介した書簡の日付である一七六〇年一月五日までには「政治制度」構想を放棄し、その翌年に國家構成理論に限定した『草稿』が書き上げられ、更にその翌年に『社会契約論』が出版されることになつたのであろう。

(328) T. Dufour, *Correspondance générale de J.-J. Rousseau*, tome 5 (Paris, 1926), p. 247.

\* 本稿執筆に際しては、初期の草稿に対して九州大学柳原正治教授から主として国際法史の観点から、また最終草稿に近い段階において慶應義塾大学堤林劍助教授から政治思想史の観点から、貴重な御意見をいただいた。ここに記して謝意を表する次第である。但し、本稿における如何なる誤りも筆者の責に帰すことは言うまでもない。